

令和7年 第4回（6月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

議案第40号及び議案第41号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第40号 筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、公職選挙法^{しこうれい}施行令に規定する選挙運動用ポスター及びビラの作成にかかる公費負担の限度額が、人件費及び物価の変動等により引き上げられることに伴い、本条例の改正を行うものです。

委員会では、限度額の算出根拠はとの質疑があり、執行部からは、具体的な根拠の資料は明示されていないが、市場価格と比較して決められているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第41号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する選挙長等の報酬額が、人件費及び物価の変動等により引き上げられることに伴い、本条例の改正を行うものです。

委員会では、今回の条例改正は選挙長等の報酬額引き上げに伴うものだが、条例改正に伴う補正予算において、選挙長や選挙立会人の項目がないのはなぜかとの質疑があり、執行部からは、参議院議員選挙は国政選挙であり、筑紫野市には選挙長や選挙立会人は置かないためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。